

勝山市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年6月28日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

記

- 1 監査対象
令和2年度定期監査（第一次、第二次の追加分）
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【生涯学習・スポーツ課】 エレベーター等の保守点検について 市役所及び市民会館設置のエレベーターは、消耗部品として停電用バッテリーを含む仕様書で契約し、ジオアリーナ設置のエレベーターは、停電用バッテリーを含まない仕様書で同じ業者と契約している。このためジオアリーナのエレベーターについては、停電用バッテリーを取替えた際に修繕料を支出している。点検業者は同じであるがどちらがより経済的か検討し仕様書に反映するよう求めた。</p>	<p>市役所及び市民会館のエレベーター保守点検業務委託について、費用面を考慮した結果、ジオアリーナ同様停電用バッテリーを含まない仕様書に統一して契約することとしました。</p>
<p>【財政課】 低金利で資金運用先が乏しく、収益確保の厳しさが常態化しているが、市内金融機関の中で、借入には応じるが、預入に応じないといったアンバランスが生じている。また、預金（基金）が一部の金融機関に集中しているためリスク管理の面で不安がある。現在の低金利の現状から当市の基金等資金運用に関しては、預け先の分散や預金と借入の均衡を図るなどリスクの低減を考慮した安全な運用に重点を置くよう求めた。</p>	<p>一部の定期預金預入（基金の運用）について、一部金融機関に偏らないよう、各金融機関と随意契約にて預入を行うよう見直しを行いました。</p>
<p>【監理・防災課】 自動販売機の使用料について 自動販売機は市役所庁舎や体育、文化施設に設置されているが、行政財産目的外使用料の取り扱いがそれぞれ異なっている。設置に関する経緯があると思われるが取り扱いについて検討されたい。 なお、一部の自動販売機の売上がスポーツや文化関係団体の財源になっているが、設置場所により売上げが異なるため全体のバランスを考慮した使用料の取り扱いについて検討するよう求めた。</p>	<p>使用料の額は、毎月の売上代金に100分の10を乗じた額を基本とし、減免や電気料徴収等の取り扱い基準を定めました。</p>